

令和7年7月9日  
教育課程部会了承

## 各学校段階や各教科等の改訂の方向性を議論する 専門部会等の設置について

1. 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方に  
ついて（諮問）」を受けた教育課程企画特別部会における  
基本的な方向性等に関する議論を踏まえ、各学校段階  
又は各教科・科目等の改訂の方向性について専門的に検  
討するためには、専門部会等を設置する必要がある。
2. その際、今後とりまとめられる教育課程企画特別部会  
の論点整理の内容について各専門部会等と共有し、すみ  
やかに専門的な検討を開始できるようにするため、論点  
整理のとりまとめ前に、別紙のとおり、専門部会等の設  
置を決定するものである。
3. なお、今後の教育課程企画特別部会における議論の状  
況等により、別紙の検討体制に変更の必要が生じた場合  
は、必要に応じた見直しを行う。

# 学習指導要領改訂に向けた検討体制

別紙

中央教育審議会教育課程部会

教育課程企画特別部会

総則・評価特別部会

義務教育検討チーム

高等学校検討チーム

幼児教育WG

国語WG

算数・数学WG

芸術WG

特別活動WG

不登校児童生徒に係る特別の教育課程WG

特別支援教育WG

外国語WG

理科WG

家庭WG

道徳WG

産業教育WG

社会・地理歴史・公民WG

体育・保健体育、健康、安全WG

生活、総合的な学習・探究の時間WG

情報・技術WG

※今後検討体制について変更の必要が生じた場合は、構成について見直しを行ふ。